

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（自然環境課） 27
- 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則……………（財務指導課） 27

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 27
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 27
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 28
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 28
- 建設業者に対する監督処分……………（建設管理課） 28
- 都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 28

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 28

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 29

道監査委員公表

- 令和4年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表…………… 30
- 令和6年度包括外部監査の結果の公表…………… 30

規 則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第

89号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第11号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。
第18条第2項第5号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年3月10日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 釧路市音別町音別81・104の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を知内町役場の掲示場に掲示した。

令和7年3月18日
北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和7年北海道告示第49号
2 所在が不明な者 村上 勇夫

北海道告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日
北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類	道道			
2 路線名	砂川奈井江美唄線			
3 道路の区域				
区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
砂川市東豊沼265番1地先から	前	18.18mから	199.17m	—
同市東豊沼274番1地先まで		41.51mまで		
	前	15.78mから	214.40m	—
	後	42.15mまで		
		18.18mから	199.17m	—
		41.51mまで		

北海道告示第153号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和7年3月18日
北海道知事 鈴木直道

1 処分をした年月日 令和7年3月5日
2 処分を受けた者
(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社ニーズプロジェクト 小山 貴範
(2) 主たる営業所の所在地 札幌市西区西町南十四丁目1番22-203号
(3) 建設業の許可の番号 (般-3)石第21867号
3 処分の内容 許可の取消し
4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日
北海道知事 鈴木直道

1 小樽都市計画道路に係る事項
(1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・2・4号	臨港線	小樽市稲穂4丁目	小樽市勝納町	小樽市色内1丁目	
	3・3・7号	小樽中央線	小樽市塩谷1丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市稲穂2丁目	
	3・3・8号	蘭島中央線	小樽市蘭島1丁目	小樽市忍路1丁目	小樽市蘭島1丁目	
	3・4・14号	若松線	小樽市住吉町	小樽市天神2丁目	小樽市奥沢1丁目	
	3・4・15号	本通線	小樽市色内2丁目	小樽市色内1丁目	小樽市色内2丁目	
	3・4・17号	朝里温泉通	小樽市新光2丁目	小樽市朝里川温泉2丁目	小樽市新光5丁目	
	3・4・18号	銭函海岸線	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函2丁目	
	3・5・37号	銭函インター線	小樽市見晴町	小樽市星野町	小樽市見晴町	
	3・6・38号	海岸高島線	小樽市錦町	小樽市祝津3丁目	小樽市手宮1丁目	

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年3月18日 北海道十勝総合振興局長 野口正浩 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）3台分（産業振興部調整課） (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）5台分（産業振興部南部耕地出張所） (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）4台分（産業振興部北部耕地出張所） (4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）4台分（産業振興部東部耕地出張所） (5) 入札番号6 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（帯広食肉衛生検査所） (6) 入札番号7 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（産業振興部水産課） (7) 入札番号8 乗用（軽）自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（産業振興部商工労働観光課） 2 落札を決定した日 令和7年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(5)まで ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース帯広 イ 住 所 帯広市東3条南10丁目5番地1 (2) 1の(6) ア 氏 名 株式会社ホンダカーズ帯広 イ 住 所 帯広市西21条南1丁目15番地13 (3) 1の(7) ア 氏 名 北北海道ダイハツ販売株式会社 イ 住 所 旭川市永山2条3丁目1番20号 4 落札金額 (1) 1の(1) 104,940円 (2) 1の(2) 177,650円 (3) 1の(3) 143,440円 (4) 1の(4) 142,120円 (5) 1の(5) 38,500円	(6) 1の(6) 47,410円 (7) 1の(7) 21,450円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月31日付け北海道十勝総合振興局告示第1001号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第68号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月18日 北海道教育庁石狩教育局長 田中賢一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 電力（高圧） (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 56校 合計5,810kW （※年間予定契約電力量5,810kW×0.85%（力率）×12ヶ月・59,262kW） (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 56校 合計12,774,117kWh 2 落札を決定した日 令和7年2月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 エフビットコミュニケーションズ株式会社 (2) 住 所 京都府京都市南区東九条室町23 4 落札金額 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 919円62銭 (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21円51銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月10日付け北海道教育庁石狩教育局告示第32号
--	--

7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局告示第23号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月18日 北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明 1 落札に係る特定役務の名称及び予定数量 (1) 北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託業務（通常便） ア 室蘭コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 93日 イ 室蘭コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 104日 ウ 登別コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 93日 エ 登別コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 104日 オ 伊達コースA 1日2運行（1日当たりの単価） 93日 カ 伊達コースB 1日3運行（1日当たりの単価） 104日 (2) 北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託業務（増便） 室蘭コースC 1日2運行（1日当たりの単価） 197日 2 落札を決定した日 令和7年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 道南バス株式会社 (2) 住 所 室蘭市東町3丁目25番3号 4 落札金額 (1) 1の(1)のア 57,300円 (2) 1の(1)のイ 78,300円 (3) 1の(1)のウ 57,300円 (4) 1の(1)のエ 75,300円 (5) 1の(1)のオ 81,300円 (6) 1の(1)のカ 105,300円 (7) 1の(2) 38,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年2月21日付け北海道教育庁胆振教育局告示第10号	道 監 査 委 員 公 表 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和4年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/）から閲覧することができる。 令和7年3月18日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 佐 藤 則 子 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和7年2月14日、桶谷和人包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 令和7年3月18日 北海道監査委員 中 野 秀 敏 北海道監査委員 沖 田 清 志 北海道監査委員 深 瀬 聡 北海道監査委員 佐 藤 則 子